

新潟県企業局管理規程第5号

猿田ダム操作規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年8月21日

新潟県企業管理者 斎藤 茂樹

猿田ダム操作規程の一部を改正する規程

猿田ダム操作規程（昭和48年新潟県企業局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（洪水警戒時） 第5条 この規程において「洪水警戒時」とは、ダムに係る直接集水区域の全部又は一部を含む予報区を対象として<u>大雨警報が発表</u>されたとき又は洪水が発生するおそれ大きいと認められるに至ったときから洪水時に至るまでの間並びに洪水時に至ることがなく<u>この</u>警報が解除され、若しくは切り替えられたとき及び洪水が発生するおそれが少ないと認められるに至るまでの間をいう。 （予備警戒時） 第6条 この規程において「予備警戒時」とは、前条の予報区を対象として<u>大雨注意報が発表</u>されたとき又は洪水が発生するおそれがあると認められるに至ったときから洪水警戒時に至るまでの間並びに洪水警戒時に至ることがなく<u>この</u>注意報が解除され、若しくは切り替えられたとき及び洪水が発生するおそれがないと認められるに至るまでの間をいう。	（洪水警戒時） 第5条 この規程において「洪水警戒時」とは、ダムに係る直接集水区域の全部又は一部を含む予報区を対象として<u>洪水警報、暴風雨警報若しくは大雨警報が発令</u>されたとき又は洪水が発生するおそれ大きいと認められるに至ったときから洪水時に至るまでの間並びに洪水時に至ることがなく<u>これらの</u>警報が解除され、若しくは切り替えられたとき及び洪水が発生するおそれが少ないと認められるに至るまでの間をいう。 （予備警戒時） 第6条 この規程において「予備警戒時」とは、前条の予報区を対象として<u>洪水注意報若しくは大雨注意報が発令</u>されたとき又は洪水が発生するおそれがあると認められるに至ったときから洪水警戒時に至るまでの間並びに洪水警戒時に至ることがなく<u>これらの</u>注意報が解除され、若しくは切り替えられたとき及び洪水が発生するおそれがないと認められるに至るまでの間をいう。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。